

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニューズレター

想 続

【号外】(2013年1月25日)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-1-1 SHIMA 赤坂ビル 5F

TEL 03-6454-1567 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読(無料)のお申込は上記までどうぞ。

相続税が大増税に！～速報・平成25年度税制改正大綱

平成25年度税制改正大綱が発表されました。相続税については大増税、贈与税は減税です。

■相続税

相続税の基礎控除が4割縮小されます。現行の基礎控除(5000万円+1000万円×法定相続人の数)が、平成27年1月1日以後の相続からは、基礎控除(3000万円+600万円×法定相続人の数)に引き下げられます。富裕層が対象と報じられていますが、一般のご家庭にも大きく影響してきます。

最高税率は50%から55%に引き上げられ、税率構造は10%～55%の8段階になります。

なお、都市部への影響を緩和するため、「小規模宅地の評価減の特例」については、減税(拡充)されています。特定居住用宅地の適用対象面積を330㎡(現行240㎡)に拡充します。また特定事業用・特定居住用それぞれについて、適用対象面積まで適用可能とします(貸付事業用宅地については、現行通り限度面積の計算を行います)。さらに、二世帯住宅や老人ホーム入居の場合にも、一定の要件に該当すれば特例の対象となります。

<ひとこと>

相続税がかかるのは、現在、亡くなった方100人のうち4人ですが、これが6人くらいにまで増えるといわれています。つまり相続税がかかる人が、1.5倍に増えるわけです。ただし課税率6%というのは、あくまでも全国平均ですから、都市部では相続税がかかる人の割合はもっと高くなります。

都市部で持ち家があり、預貯金が多少あれば、相続税がかかってくる可能性が高いといえます。まずは、「わが家の場合には相続税がかかるのかどうか、かかるとしたらどのくらいの税金がかかるのか」を把握しておくことが大切です。

なお、配偶者がいる場合の相続(これを一次相続といいます)では「配偶者の税額軽減」という優遇制度によって相続税がかからない場合でも、配偶者がいない相続(これを二次相続といいます)のときには、多額の相続税がかかってくることがあります。相続税について考えるときには、二次相続まで視野に入れた対策をすることが肝要です。

■贈与税

祖父母から孫への贈与を後押しするための減税がなされます。

1) 暦年課税制度

基礎控除 110 万円の「暦年課税制度」については、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より、20 歳以上の者が親や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合には、**おおむね減税**となります。

最高税率は 50%から 55%に引き上げられ、税率構造は 10%~55%の 8 段階となります。

2) 相続時精算課税制度

累計 2500 万円まで贈与税がかからない「相続時精算課税制度」については、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より、財産をもらう人の範囲に、**20 歳以上の孫を追加**します。また**贈与する人の年齢要件を、65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ**ます。

3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（新設）

30 歳未満の子や孫の**教育資金**に充てるために、親や祖父母などの直系尊属が、信託銀行等の金融機関に**信託等**をした場合には、受贈者 1 人につき **1500 万円までの金額**については、**贈与税を非課税**とします。なお、教育資金とは学校等に支払われる入学金などです。学校等以外の者に支払われるもののうち一定のものについては、500 万円を限度とします。

非課税の対象となるのは、**平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出**されるものに限り、(内田注：平成 27 年までに「拠出」ですので、実際に教育費として支出されるのは平成 28 年以降でもよいものと思われ、)

この制度の適用を受けるためには、「教育資金非課税申告書（仮称）」を金融機関を経由して税務署へ提出する必要があります。また信託等した金銭を払い出した時には、教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。

なお、受贈者が 30 歳になったときに残額があれば、その残額については、30 歳になった日に贈与があったものとして贈与税がかかるので、注意が必要です。

<ひとこと>

おじいちゃん、おばあちゃん、今こそ孫に投資しましょう。孫に投資するのが一番確実です。皆さんが 80 歳、90 歳になって介護が必要になったときには、子供はもう 50 代~60 代、すでに相当疲れています。自分の健康維持で精いっぱいです。しかし孫はまだ 20 代~30 代、若くて元気です。かわいい孫に贈与して、いい教育を受けてもらい、立派な社会人になってもらうのが一番です。教育にお金がかかる今こそ孫に教育資金を贈与すれば、孫に感謝され、いつまでも大事にしてもらえます。預金を何千万円も金融機関に預けたままにしておくよりも、ずっと生きたお金の使い方ではないでしょうか。自分のため、孫のためだけではなく、優秀な若者を育てることは、日本の将来のためにもなります。

【資料】平成 25 年度税制改正大綱より抜粋

■ 相続税（特段の記載がないものは、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈について適用）

1. 基礎控除

現 行	改正案
5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数	3,000 万円+600 万円×法定相続人の数

2. 税率構造

現 行		改正案	
法定相続分に応じる		法定相続分に応じる	
各人の取得金額	税 率	各人の取得金額	税 率
1,000 万円以下	10%	1,000 万円以下	10%
3,000 万円以下	15%	3,000 万円以下	15%
5,000 万円以下	20%	5,000 万円以下	20%
1 億円以下	30%	1 億円以下	30%
3 億円以下	40%	2 億円以下	40%
3 億円超	50%	3 億円以下	45%
		6 億円以下	50%
		6 億円超	55%

3. 小規模宅地等の評価減の特例

- (1) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 m²（現行 240 m²）までの部分に拡充する。
- (2) 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。
なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする。
- (3) 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。
- (4) 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。
 - ① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
 - ② 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。

（注）上記(1)及び(2)の改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、上記(3)及び(4)の改正は平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

4. 未成年者控除

現 行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

5. 障害者控除

現 行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円)	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者については 20 万円)

■ 贈与税（特段の記載がないものは、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与について適用）

1. 税率構造（暦年課税制度）

現 行		改正案	
		1. 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
課税価格（基礎控除後）	税 率	課税価格（基礎控除後）	税 率
200 万円以下	10%	200 万円以下	10%
300 万円以下	15%	400 万円以下	15%
400 万円以下	20%	600 万円以下	20%
600 万円以下	30%	1,000 万円以下	30%
1,000 万円以下	40%	1,500 万円以下	40%
1,000 万円超	50%	3,000 万円以下	45%
		4,500 万円以下	50%
		4,500 万円超	55%
		2. 上記 1. 以外の場合	
		課税価格（基礎控除後）	税 率
		200 万円以下	10%
		300 万円以下	15%
		400 万円以下	20%
		600 万円以下	30%
		1,000 万円以下	40%
		1,500 万円以下	45%
		3,000 万円以下	50%
		3,000 万円超	55%

2. 相続時精算課税制度

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受贈者…20 歳以上の推定相続人に限る ・ 贈与者…年齢 65 歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受贈者の範囲に、20 歳以上の孫を追加 ・ 贈与者…年齢 60 歳以上

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 概要

受贈者(30歳未満の者に限る。)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む。)、銀行及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。))をいう。)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。

(注) 教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

(2) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書(仮称)を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 払出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。

金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 終了時

① 受贈者が30歳に達した場合

イ 調書の提出

金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額(以下「非課税拠出額」という。)及び契約期間中に教育資金として払い出した金額(上記(3)により記録された金額とする。)の合計金額(学校等以外の者に支払われた金銭のうち500万円を超える部分を除く。以下「教育資金支出額」という。)その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ロ 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。

② 受贈者が死亡した場合

イ 調書の提出

金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ロ 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。

(5) その他所要の措置を講ずる。

以上